



平成27年 5月 14日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 逸 郎
(コード番号 4553 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 本 部 長 西 川 義 明
(TEL 06-6900-9102)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第59期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条及び第35条の規定を変更するものであります。なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、同法改正に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、現行定款第30条の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日(予定)

平成27年6月24日

以 上

【別 紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 2 7 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (任期)</p> <p>第 3 0 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第 3 2 9 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 3 5 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 2 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (任期)</p> <p>第 3 0 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 3 5 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>